

東京都板橋区立図書館視聴覚室等利用要綱

昭和 59 年 12 月 25 日 教育長決定
平成 元年 3 月 25 日 一部改正
平成 4 年 10 月 9 日 一部改正
平成 5 年 10 月 8 日 一部改正
平成 19 年 3 月 31 日 一部改正
令和 3 年 3 月 1 日 一部改正
令和 4 年 1 月 13 日 一部改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都板橋区立図書館視聴覚室、会議室、講義室、及び多目的ルーム（以下「視聴覚室等」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用対象)

第 2 条 視聴覚室等を利用できる者は、板橋区内に事務所、事業所が所在する会社、工場、官公署、学校、社会教育団体、地域団体及び会員 5 名以上で構成される読書会等の団体で、次の場合に認める。

- (1) 図書館活動として行われる読書会、講演会、映画会等と同様の行事を行う場合
- (2) その他社会教育的な行事で、館長が適当と認める場合

(利用日)

第 3 条 利用日は、図書館が開館している日で、かつ、図書館運営上支障がないと館長が認める場合とする。

(利用時間)

第 4 条 視聴覚室等の利用時間は、次のとおりとする。

午 前	9時から正午まで
午 後	1時から5時まで

(利用の手続き)

第 5 条 視聴覚室等を利用しようとする者は、利用申請書（別記 第 1 号様式）により館長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項に規定する申請は、利用日の前月 1 日（休館日のときは翌開館日）から 3 日前までに当該図書館で受け付ける。
- 3 館長は、第 1 項の規定による申請があった場合において、この要綱の規定に反しないと認めるときは、利用承認書（別記 第 2 号様式）を交付する。
- 4 利用の承認の順位は、利用申請の受付順位による。

(利用権の譲渡禁止)

第 6 条 利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、視聴覚室等を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備変更の禁止)

第 7 条 利用者は、視聴覚室等に特別の設備をし、又は変更してはならない。
ただし、あらかじめ館長の承認を受けたときは、この限りではない。

(遵守事項)

第8条 利用者は、視聴覚室等の利用にあたって、次の行為をしてはならない。

- (1) 善良な風俗を害し、公の秩序をみだすこと
- (2) 営利を目的として事業を行うこと
- (3) 宗教の布教宣伝活動を行うこと
- (4) 選挙運動又は政党等の政治活動、その他これに類すること
- (5) 他の利用者及び近隣の迷惑となる音を出すこと

2 利用者は、視聴覚室等の利用にあたっては、館長の指示に従わなければならない。
(利用承認の取消等)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、館長は、視聴覚室等の利用承認の取り消し、若しくは利用を制限し、又は停止させることができる。

- (1) 利用の目的に反する行為があったとき
- (2) この要綱の規定、又は館長の指示に違反したとき
- (3) 災害その他事故により視聴覚室等の利用ができなくなったとき

(利用の準備及び原状回復義務)

第10条 利用者は、視聴覚室等の利用の準備を行うとともに、その利用を終了したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。前条の規定により利用承認を取り消され、又は利用を停止されたときも同様とする。

(損害賠償の義務)

第11条 視聴覚室等に損害を与えた者は、館長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、館長がやむを得ない理由があると認められるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、視聴覚室等の利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、昭和59年12月25日から施行する。
- 2 この要綱は、当分の間区立氷川図書館には適用しない。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成元年3月25日から施行する。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成4年10月9日から施行し、平成5年1月1日から適用する。
- 2 区立氷川図書館については、平成5年1月1日からこの要綱を適用する。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成5年10月8日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の東京都板橋区立図書館視聴覚室等利用要綱に基づいて作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則

この要綱の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和4年3月1日から施行する。

第1号様式

承認番号

板橋区立

図書館

会議室
視聴覚室
講義室
多目的ルーム

利用申請書

年 月 日

板橋区立

図書館長 様

申請者

住 所
団 体 名
氏 名

電話()

下記のとおり利用したいので、申請します。

なお、利用承認のうえは、東京都板橋区立図書館視聴覚室等利用要綱に基づく指示を遵守します。

行 事 名					
行 事 内 容					
利 用 日 時	年 月 日() 時 分～ 時 分まで				
利 用 機 材	1. 映写機 一式	2. 放 送 設 備	3. プロジェクター 一式	4. その他 ()	利用予定 人員 名
利 用 責 任 者	住 所 氏 名 電話()				
(備考)映画等を上映する場合は、上映タイトルを記入してください。					

第2号様式

承認番号

板橋区立 様 年 月 日付 申請者	図書館	会議室 視聴覚室 講義室 多目的ルーム	利用承認書 年 月 日 板橋区立 図書館長 会議室 視聴覚室 の 講義室 多目的ルーム	
利用については、下記のとおり承認します。				

行 事 名				
行 事 内 容				
利 用 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 まで			
利 用 機 材	1. 映写機 2. 放送 3. プロジェクター 4. その他 一式 設備 一式 ()	利用予定 人員	名	
利 用 責 任 者	住 所 氏 名 電話 ()			
注 意 事 項	1. この承認書を館職員に提示してから利用してください。 2. 承認を受けた内容と違った利用をすると、承認の取消し、又は停止いたします。 3. 承認された使用の権利を譲渡したり、転貸することは固く禁止いたします。 4. 火気の取り扱いは特に注意し、後始末を厳重にしてください。 5. 使用時間は厳守してください。 6. 利用する備品等の準備及び整理は自主的に行い、利用後はもとの状態に戻してください。 7. 備品等に損害を与えたときは、弁償していただくことがあります。 8. その他、館長及び職員の指示する事項をお守りください。			